平成２１年（フ）第１４６８号
堺市東区高松227番地２　シティパーク北野田214号
債務者　谷村真由美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
兵庫県加東市平木1280番地　鴨川団地７号
債務者　増田　吉郎
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１６６９号
広島県東広島市福富町上竹仁697番地14
債務者　味処神田川こと　上戸　宏之
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６７０号
広島県東広島市福富町上竹仁697番地14
債務者　味処神田川こと　上戸　次子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３０号
広島市安佐北区口田南３丁目14番32―202号
債務者　中井　　浩
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７８２号
広島市中区宝町５番28―505号
債務者　巴山　浩二
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８０４号
広島市西区庚午中１丁目17番16―101号
債務者　西村　忠好
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３５号
香川県東かがわ市松原927番地11
債務者　笹井　壽惠
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３２７号
香川県小豆郡小豆島町福田甲581番地１
債務者　平木　光子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４２４号
香川県木田郡三木町大字上高岡1147番地２
債務者　六車　直樹
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４７８号
香川県東かがわ市落合537番地　コーポ落合Ｂ―106
債務者　松村三枝子（旧姓小路）
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４９７号
香川県高松市木太町2447番地　朝日プラザウイングコート高松401号室、住民票上の住所高知県高知市北竹島町220番地４
債務者　村上　貴子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１８５号
香川県丸亀市津森町840番地３
債務者　山下　良弘
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第６２６号
愛媛県松山市溝辺町甲322番地　中道後ハイツ702号
債務者　太田　　博
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第９０号
福岡県筑後市大字常用826番地　市営住宅常用団地82号
債務者　木本さゆり
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第９１号
福岡県八女市室岡1301番地４
債務者　小川　貴司
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１１１８号
北九州市小倉南区中曽根６丁目９番26号
債務者　江口　健一
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１４７号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊２丁目11番10号
債務者　緒方　健治
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部